

きょうばし やす だ
京橋町・保田家文書展

— 広島城下商家の活動と文化 —



広島城下絵屏風（京橋町の部分）広島城所蔵

平成18年3月13日（月）～5月13日（土）

はじめに

広島城下を東西に貫通する西国街道（山陽道）。江戸時代、城下から東へ向かう旅の基点が京橋町です。京橋町は京橋東詰から猿猴橋西詰まで、西国街道に面した喧騒に満ちた町でした。保田家（縄屋）は、金穀貸付業や質屋などを営むかたわら、この京橋町などで町年寄や綿会所頭取を勤めるなど、広島城下町の経済界をリードしていた商家です。

また、保田家の当主は自ら和歌や俳句を嗜んだだけでなく、城下の文化・芸術に惜しみない援助を行いました。

このような政治・経済・文化面での多岐にわたる活動から、保田家には、商業活動だけでなく、広島藩や藩士との関係、商人の生活や教養、商人相互の文化交流など、広島城下町の経済・生活文化を窺い知ることができる多くの資料が蓄積されることになりました。広島城下の商家文書ほとんどが戦火により灰燼に帰したなか、保田家では文書を近郊に疎開していたため焼失を免れました。

古文書と並んで、保田家文書の大きな特徴となっているのが四百タイトルを数える和漢の書籍群です。和書はとくに謡曲・和歌・物語を中心に幅広く集められており、この分野でいかに造詣が深かったかが窺い知れます。

なお、縄屋の分家筋に当たる保田八十吉は、明治になり現在の広島銀行の前身である第百四十六国立銀行頭取ほか多くの公職を務めたほか、「宇品築港」をはじめ公的な事業に寄附を行った、広島きっての資産家でした。この保田八十吉関係資料もあわせて紹介します。

一 広島城下京橋町と保田家

広島城の外堀、東側の京口門から西国街道（山陽道）で東へ向かうときに最初に渡る橋が京橋、京橋から次の猿猴橋までの街道両側が江戸時代の京橋町です。

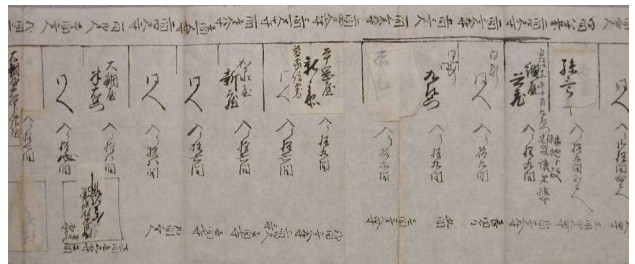
保田家の初代内蔵（後太郎右衛門）は、浅野家に仕え、紀伊国から移住してきた武士でしたが、寛永十五年（一六三八）の島原の乱で負傷して浪人となり、京橋町北側に間口二間半の家を買求め移住しました。当初は農業のかたわら紺屋と縄を商い、「縄屋」を家号としました。

三代目九左衛門（玄巨）のころから京橋町や近隣の町年寄を勤め、六代目九左衛門（忠昌）は藩との関係も深めて永代二〇人扶持を得、城下を代表する商家へと発展していきました。



京橋から京橋町を望む

京橋川に架かる京橋から見た京橋町。江戸時代には、京橋通りの突き当たりに見えるビルからさらに通りは延び、猿猴川に架かる猿猴橋までが京橋町の町域であった。



京橋町軒絵図 安永2年(1773)

この絵図は安永2年にいったん作成し、その後、家の持主が替わるたびにその名前を記した紙を貼付している。折本仕立てで、まず山陽道を挟んで北側を、京橋から東へ順に描き、猿猴橋で折り返して今度は南側を西へ描いて京橋へ戻る。山陽道北側、猿猴橋寄りの兵蔵（忠昌）・九左衛門（義忠）名義3軒が恐らく縄屋の本宅で、その向かいの南側で、さらに猿猴橋寄りに「此分紙一円縄屋九左衛門父子帖切」という貼紙のある部分は、文化年間に縄屋の持分となり貸家としたものであろう。なおこの図の末尾には、京橋町の戸口が記されている。この年京橋町の戸数は154竈、人口は742人（男424人、女318人）である。

本家初代	本家二代	本家三代	本家四代	本家五代	本家六代	本家七代	本家八代
内蔵 (一六六)後太郎 右衛門。元和五年一 六一九浅野家に従い 来広。負傷のため浪人 し、京橋町で農業、紺 屋縄商売を始める。	九左衛門 (一六八) 農業、質物商売	九左衛門 (一六五) 一七三七 諱は玄巨。法名玄貞 元禄七年(一六九四) 京橋町年寄。農業、 質屋・穀物・綿商売。	九左衛門 (一六七) 一七四二 前名七兵衛。諱は金 季、法名玄理。稲荷 町中組年寄。謡を好 む。質屋・穀物・綿 商売。	九左衛門 (一七三) 一七九九前 名兵蔵。諱は義忠、法 名備仙玄透。宝暦十二 年(一七六二)稲荷町西 組年寄。質屋・穀物・ 綿商売。困暮・俳諧 (俳号淇竹)を好む。	九左衛門 (一七五) 一八三三 前名兵蔵、三郎左 衛門。諱は忠昌、福 抱。号は松濤。法名 祥若玄禎。寛政三年 (一七九一)稲荷町西 組年寄。同十一年綿 会所頭取。享和二年 (一八〇二)御国恩御 用銀献上により永 代二〇人扶持を下 され、御銀方を命じ られる。質屋・瀬戸 物・綿商売。謡・和 歌を好む。	九左衛門 (一八〇) 一八四六 前名兵蔵。諱は福 尺。法名魏峰。保田 甚五郎三男、文政 六年(一七六二)御銀 方跡役、弘化二年 (一八四五)綿改所頭 取本役、下り油御 用掛。	重之助 (一八二) 一八六五 諱は直淳。法名清高 佐々木文蔵男

分家新宅初代	分家新宅二代	分家新宅三代
七兵衛 (一七〇) 一八四四前 名書三郎。諱義根。天 明五年(一七八五)分家 文化二年(一八〇五)稲 荷町西組年寄。醬油業 を始める。	七兵衛 (一八〇) 一八五九前 名東次郎。諱十真 文政七年(一八二四)稲荷町西組年寄。同 九年兼東柳町年寄。天保七年(一八三六) 京橋町・愛宕町年寄。二人扶持。同 十四年綿改所頭取筆頭格。造酒業を始 める。	八十吉 (一八四) 一九一九諱は茂生。号は一橋。文久 三年(一八六三)稲荷町西組年寄。先代以来度々 御国恩寸志銀献上により四人扶持。苗字帯 刀御免。慶応二年(一八六六)二人扶持。生涯 町大年寄次。明治も献金など多数。明治三十 三年(一九〇〇)正七位、没後従六位に叙位。

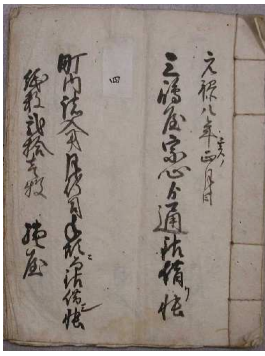
保田家系図

二 保田家の家業と経営

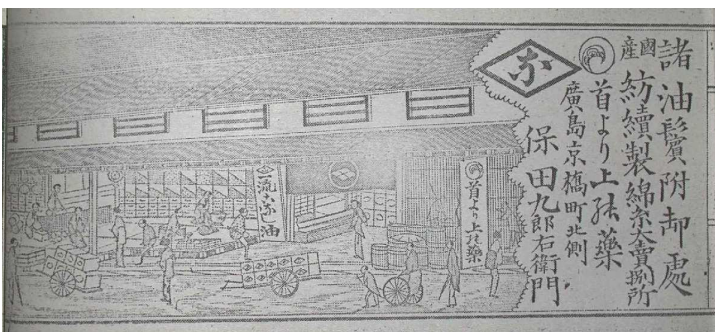
保田家は、当初は農業と紺屋・縄を扱う商家として出発しましたが、二代目からは質貸業を営み、三代目からは米などの穀物や、「御国産第一之品柄」と称された綿を、それ以降は貸家業、瀬戸物・菓なども取扱うようになります。文政年間には、焼物が藩の国産品となるようその開発に携わっています。しかし、このなかでも質貸業が同家の根幹でした。

広島城下で質貸を行う場合、庶民だけでなく武家をも相手としなければなりません。広島藩は、一八世紀に入ると財政が窮乏化し、藩士の俸禄を借上げて急場を凌ぐこともしばしばでした。生活に苦しむ藩士は残りの俸禄や年貢米を担保に城下商人から借金を重ねました。

藩財政窮乏の一つの要因は幕府から命じられた「お手伝い普請」でした。多額の出費を強要された藩は城下町や領内の豪商や豪農から多額の借用を行うか、献金を求めました。保田家文書には、庶民や武家からの借用証文や、献銀に関する文書も多く残されています。



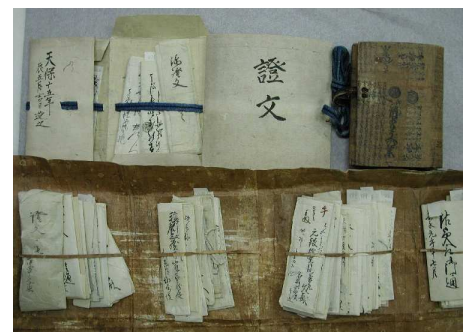
町内諸入用月行司手形にて銀借し帳
元禄8年(1695)



明治10年代の保田家店舗『広島諸商仕入買物案内記』)

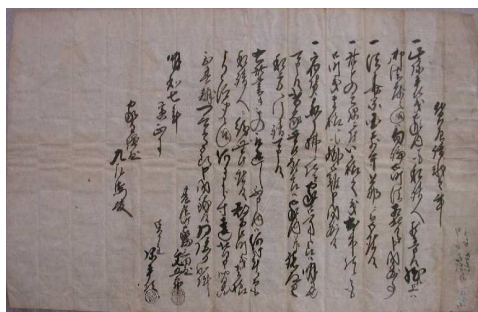
明治16年(1883)に刊行された広島の買物案内記で、現在の商名鑑のようなもの。おもに山陽道筋の店舗を東から西へと、商家の名前や住所、暖簾印を載せ、誰でも容易に目的の店を知ることができるよう配列している。店先の様子を描いた絵は、当時の商家の風俗や営業形態を彷彿とさせる。

保田家(縄屋)の店舗では、びんづけ油、紡績製綿糸を商っていたことが窺えるが、何よりも目立つのは「首より上の薬」と書かれた看板である。その正体はどうか便秘薬のようである。



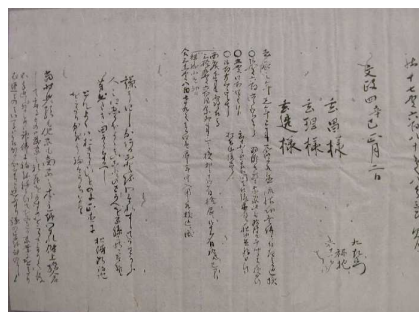
保田家の証文入れ

金穀貸付業や質屋などを営む商家にとって、貸し付けた金額やその利率などが記された借用証文は、店の存亡にかかわる大切な書類であった。保田家では、火災などの緊急時にこれらの証文をすぐ携帯して避難できるように、証文入れを作成していた。右上の証文入れは、「首より上への薬」の効能書きを貼り合わせて作成されている。



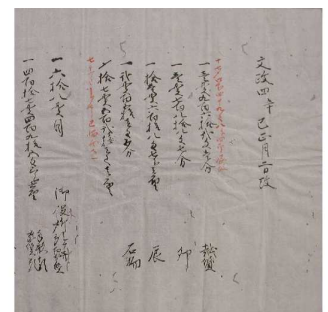
台屋町貸家請状 明和7年(1770)

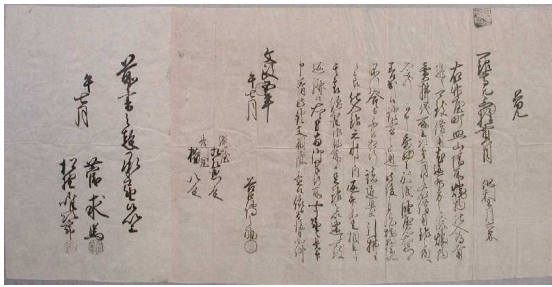
貸家業は保田家事業の重要な柱の一つであった。広島城下町で家を借りる場合には身元保証人が必要であった。これは台屋町(現京橋町)に借家する弥平次の身元保証書である。借家人の宗旨は日蓮宗で旦那寺は国前寺であること、家賃は毎月支払い、家主の要求があればいつでも借家を明け渡し、荷物は保証人が引き受けること、明け渡しの際に藩法や町の取決めを守り、家主や町に迷惑をかけないことを家主に対して誓約している。



保田家の文政3年勘定書 文政4年(1821)

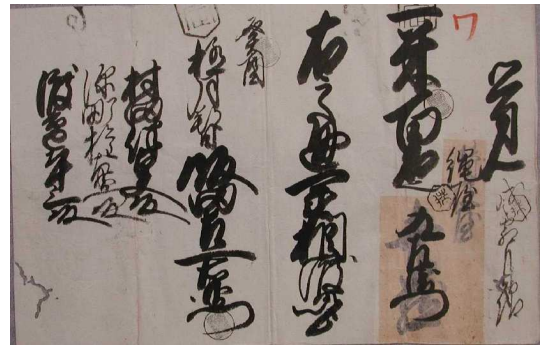
保田家が扱う個々の商品、日々の収支を記した経営帳簿は今日に伝わらないが、分家を含めた経営全体の損益や資産について書き上げた年間の総轄的な勘定書が、元禄年間から文政年間にかけて残されている(多くは広島県立大学所蔵)。保田家では、中興の祖と称される5代目九左衛門(義忠)の頃に経営を拡大し財を築いたが、文政3年ごろになると経営は傾きかけ、この年の収支は、家質部門や分家西店における損益のため赤字であったことが窺える。当主である6代目九左衛門は商人には「謙」の心が大切だと、勘定書の末尾に書きのこしている。なお、保田家の勘定書は、当主(6代目九左衛門福抱)が、父祖(3代目九左衛門玄昌・4代目九左衛門玄理・5代目九左衛門玄透)に決算を報告するという形式をとっている。





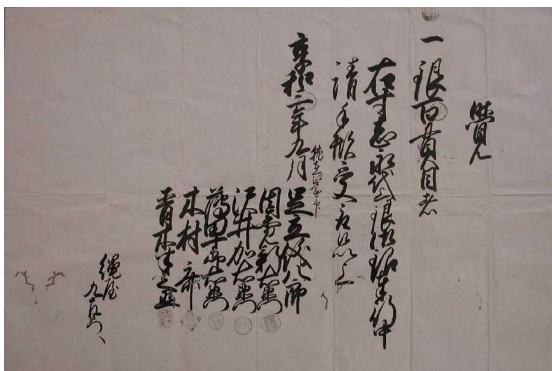
まちかりおさえまい
沢井富次郎借押米証文 文久元年 (1861)

100石以上の上級藩士が城下町商人から借銀する場合は、知行地から得られる年貢米を抵当とした。これは沢井富次郎が保田重之助から銀11貫538匁余を借用した証文である。沢井の家臣である藤野藤右衛門の名義で借銀し、沢井本人が奥書する形式である。5年間は無利息で、毎年知行地の年貢から米4石ずつ年賦返却し、6年目からは利息をつけ、残りの元銀には相当の引当てを渡すことを約束している。



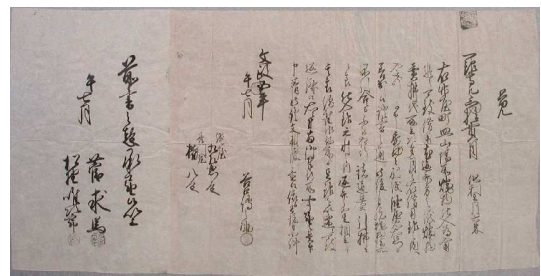
かい
甲斐様200石御米切手 宝暦3年 (1753)

「甲斐様」とは広島藩の首席家老三原浅野家のこと。広島藩では享保飢饉以降災害や凶作が続き、藩財政は悪化の一途をたどった。6代藩主浅野宗恒は藩政改革の一環として徹底した緊縮政策をとり、宝暦3年には家中に対して7ヶ年継続の半知を命じ、藩士の給禄は半分となった。苦しんだ三原浅野家では、出入りの京橋町の商人讃岐屋幸蔵に200石分の米切手(100石切手を2通)を発給して、代銀を用立てさせた。しかし7年たってもその返済はなく、経営が悪化した讃岐屋を保田家が援助し、この米切手を引き受けて名義を書き換えた。保田家は三原浅野家へ毎年のように歎願し、ようやく返済が始まったのは46年後の寛政11年(1799)のこと、文政12年までに1,750匁が返済された。



永代上げ銀100貫目請書 享和3年 (1803)

広島藩の財政窮乏は、幕府から命じられた度重なる「お手伝い普請」も大きな要因であった。藩は広島城下や領内、大坂の商人から借銀や御用銀を課してこれを凌いだ。御用銀は藩の勘定所から証文が発行され、月5朱の利息分が毎年支払われたが、次第に利息は引き下げられ、新規の御用銀が募られず古いものは支払い停止となった。保田家は、宝暦3年(1753)から寛政6年(1794)までの40年間で7度にわたって計150貫目余(約1億円)の御用銀にに応じている。享和元年、広島藩は尾張・美濃・伊勢国の川普請を命じられ領内に御用銀を課した。保田家は利息の返済を受けない永代上げ銀として100貫目(約6700万円)を藩に納め、この見かえりとして永代20人扶持(毎月米3石の給付)を下され、藩の御銀方(御用商人)を命じられた。



焼物仕入銀の借用証文 文政5年 (1822)

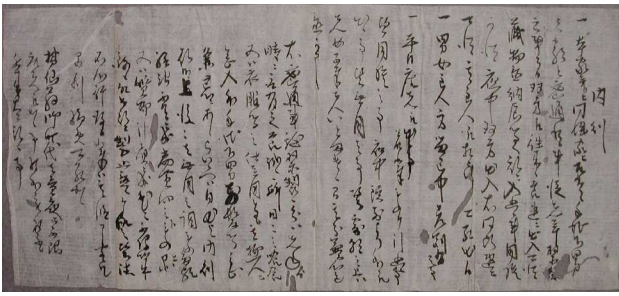
保田家6代目九左衛門(忠昌)は焼物業にも進出した。それは城下竹屋町の竹屋窯で、窯元は後の江波焼と同じ油屋九左衛門である。江田島で白土が発見されたことを契機に砂焼から磁器生産へと転換し、文政5年には生産だけでなく販売の方もかなり軌道に乗った。これは30貫目(約2千万円)という巨額な焼物仕入銀の借用証文で、広島藩皿山方の谷口伝之助が縄屋と長門屋から借用する形をとっている。さらに、返済できないときには、藩の綿座役所から出銀することとし、奥書には当時の広島町奉行である菅求馬と松野唯次郎が名前を連ねていることから、藩が積極的に磁器生産に乗り出したことがわかる。

三 保田家と城下商家の「家法」

江戸時代、商家の商業活動が「家業」と認識され世襲されるようになる。大商家では、蓄積した家産を維持して家を存続させるため、将来の繁栄を願って「家法」を作成し、子孫に伝えるようになりました。「家法」は商家の基礎を築いた初代や、家勢の興隆をもたらした「中興の祖」と呼ばれる当主によって作成されることが多く、成功するまでの過去の経験や、苦労から得た経営理念、生活信条を箇条書きにして示したものが多くあります。

「家法」の作成は、それまでの経営拡大、多角化から転じて、家産の分散を防ぐような安定的な経営をめざす転換期でもありました。このため、「家法」は、家業出精を説きつつも、「知足守分」(分相応に満足すること)を主軸とし、新規の商売を禁じ、伝統を重んじる保守的な内容となっています。

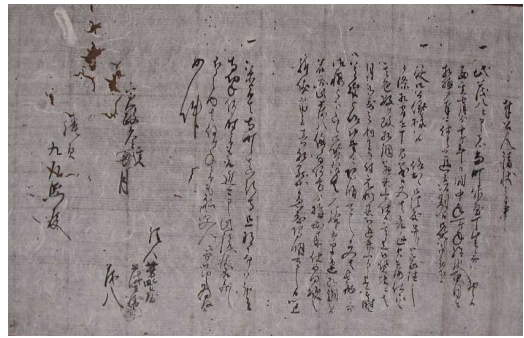
江戸時代後期、経済変動が激しくなるにつれ、商業経営が行き詰まりを見せるなかで、一族の結びつきを深め、経営を立て直そうとする努力をここから読みとることができま。



奉公人内則 年不詳

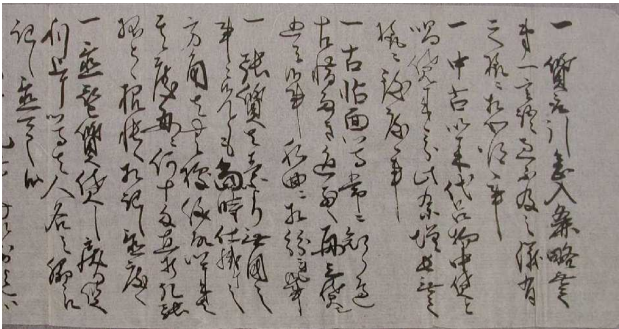
大商家の家法には奉公人に関する規定も少なくない。経営が多面にわたり事業が大きくなると優秀な人材を確保し、その養成にも配慮しなければならなかったからである。そのためには誠実で勤勉な者を抜擢するとともに、反対に怠惰であったり、間違いを犯した者は厳しく罰する必要がある。この「内則」では、奉公人どうしの密通を厳しく禁じ、衣服をきちんと着用することを取り決めている。無駄な調度を買いととのえ借銀を作ると、商売向きの品に手をつけて質に入れるような行為に及ぶことになるからである。

なお、末尾では、「中興の祖」5代目九左衛門義忠の代には、奉公人が許可なく店外に出ることを昼夜に限らず厳しく禁止していたが、最近では大いに乱れていることを指摘している。



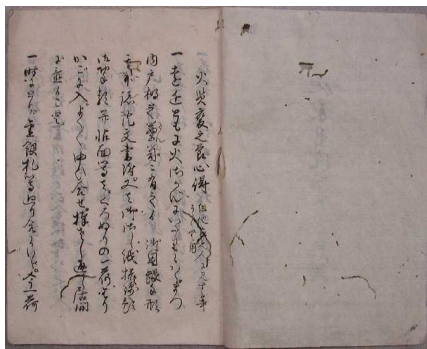
竹屋町茂八奉公人請状 寛政3年(1791)

竹屋町の茂八は口入屋の芳野屋茂兵衛を通じて保田屋に奉公が決まり、保証人にも頼んだと思われる。茂八の旦那寺は寺町の真行寺(浄土真宗)。年季は10か年、給銀は年間100匁である(約67,000円)。店から借銀する場合の利息は月2歩、もし長病して退職するときは借銀の元銀を直ちに返済すること、茂八が店の商品を持逃げするようになることがあれば保証人の芳野屋が弁償することになっている。口入屋は現代の「ハローワーク」のようなもので、奉公口の斡旋・仲介を請け負った。



質貸し取引に関する家法 年不詳

財をなした大商家では、万事に用心深い、石橋をたたいてわたる慎重な経営手法が求められた。そのためには取引の正確を期し、帳簿を怠りなく、落ちのないよう毎日ていねいに付けることが必要であった。保田家歴代のうち、経営を拡大し財を築いた中興の祖、5代目九左衛門義忠(橋仙尊翁)が安永年中(1772~1781)に作成した「ヶ条書」(家法)にはすでにそのことが記してあったという。この家法はそれをもとに後代に再度作成し直されたものと考えられる。入念な質取引や帳簿のつけ方を始め、古い帳簿を常に調べて古借のある相手に再三貸してはならないこと、近縁やなじみの者などに義理貸しをしてはならないこと、月末には必ず勘定を改め吟味を行うことなどをとり決めている。



他家用捨火災之節心得

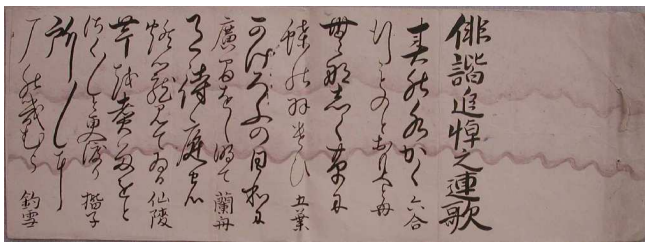
広島城下ではいったん火災が起きると類焼によって大きな損害が出るが多かった。保田家ではいざというときにあわてず行動できるよう、日ごろから危機管理の「心得」を定めていた。たとえば証書類などと正金銀と一緒に置かないことを普段から心がけ、火災が近づけば、家内戸棚の箆笥で保存している御用銀手形や証書類、その他文書類を「くろぬりの一荷はりがご」に入れ、運搬に便利のように棒を通した。質屋商にとって最も大切な質物は、内蔵(土蔵)に納め、決してほかの物を入れてはならなかった。このように大切な商品や文書を守るため、非常時に納める蔵をあらかじめ決めていたのである。

四 保田家と城下町の文化

江戸時代の広島は、三都(江戸・京・大坂)・名古屋・金沢城下町につぐ人口規模でした。この都市規模にも照応して、地方都市ではありながら、広島島の富裕な商人は、茶・花・俳諧・和歌・音曲などの趣味にいそむようになりました。彼らは、商人だけでなく、教養豊かな武家とも積極的に交流を深め、文化的向上をめざすとともに、城下町に地域文化を根付かせる役割を果たしました。

保田家文書には四百タイトルを数える和漢の書籍群があります。謡本が多いこと、貴重な俳諧書が含まれること、歌集やその他和歌に関する書物が多いことがその特徴です。四代目の九左衛門金季は謡を好み、京都の公家園氏に就いて研鑽(けんさん)を積みみました。五代目の九左衛門義忠は囲碁を好むとともに、「淇竹」という俳号を持つ俳人でもありました。六代目九左衛門忠昌は、謡をよくし、和歌を平安和歌四天王と称せられた澄月・慈延に就いて学んでいます。これらのことから、書籍は歴代の保田家当主が、自らの趣味や学問の向上のために、江戸や京都などで購入し収集したことがわかります。

江戸時代は庶民の旅が盛んになった時代でもありました。保田家の当主や夫人たちも、上方や山陰、四国八十八箇所へと旅たち、多くの旅行記を残しています。



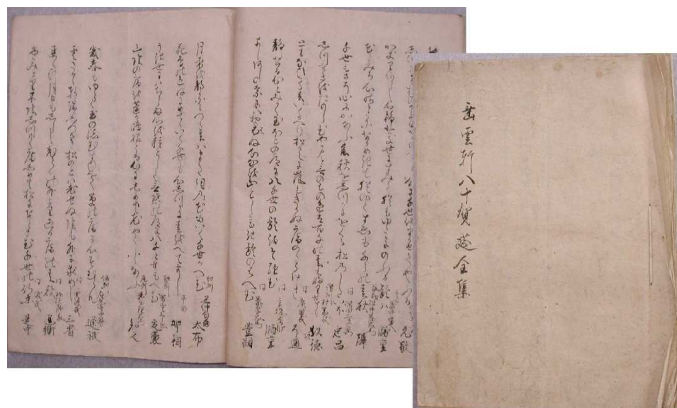
俳諧追悼之連歌 寛政11年(1799)

寛政11年2月13日に死去した5代目九左衛門義忠の追悼連歌集。義忠は囲碁をよくしたほか「淇竹」の俳号を持つ俳人でもあった。発句を詠んだ六合は、城下西引御堂町の茶商で、芭蕉門人志太野坡に学び広島城下堺町に庵を結んだ多賀庵風律(1698~1781)に師事して、ついには庵を譲られて多賀庵2世となった。



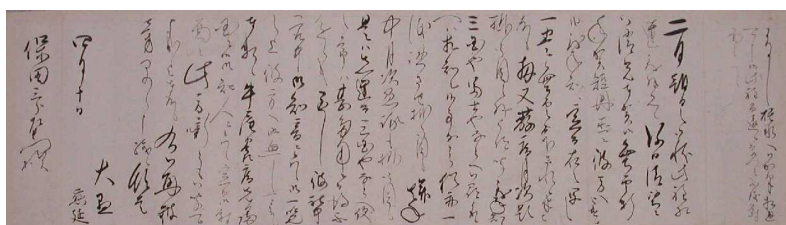
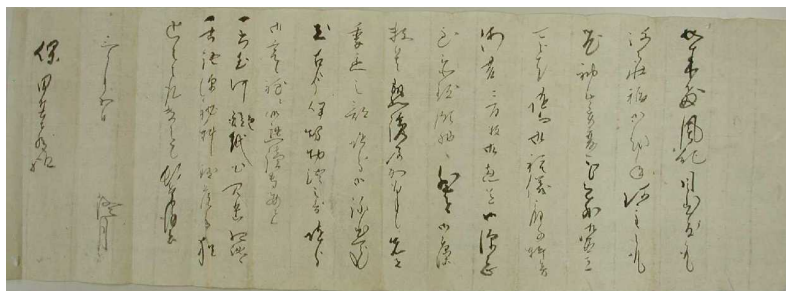
けんどん
書籍の慳貪

保田家の和漢書は、そのほとんどが書籍を保存するために特注した慳貪に収められたままで伝わっている。慳貪の貼紙からは、当主が何らかの整理を行い、利用・保存しようとしていた形跡が窺える。



垂雲軒八十賀筵全集 寛政5年

縄屋6代目九左衛門忠昌の和歌の師は、いずれも和歌四天王と称された澄月(1714~1798)と慈延(1748~1805)である。澄月は備中国玉島の出身で、京都で二条派の正統和歌の継承者として垂雲軒を営んだ。澄月には、出身の備中や信濃を中心に多くの門人があった。寛政5年、澄月の80歳を祝う宴が盛大に行われた。これは、それを記念し「心静延寿」を主題に、門人たちによって編まれた歌集である。これに収められた門人は、関東から九州まで100名を越すが、芸州からは忠昌(当時は三郎左衛門と称す)と松井茂右衛門隣の2名だけである。茂右衛門も京橋町の商家で、保田家の親戚筋にあたる。おそらく忠昌の紹介で澄月に就いたのであろう。



保田家の道中日記 上と「時雨の山めぐり記」(下)

江戸時代の裕福な商家では、商用以外にも寺社参詣、名所・旧跡廻り、温泉入治などのため何度となく旅の空気を味わい、道中日記を残した。教養の高い保田家の当主は旅の風景を巧みにスケッチに残し、和歌や俳句を詠んで師に見せて教導を受けた。6代九左衛門忠昌は広島近郊の山里をめぐり、その情景を「時雨の山めぐり記」の画文に留めた。

澄月書状(上)と慈延書状(下)

澄月書状の宛先は「保田兵蔵」である。6代九左衛門忠昌は15歳まで兵蔵を名乗っているため、若くして澄月に就いていたことになる。澄月は歌の添削御祝儀として海苔200枚が贈られたことに礼を述べるとともに、「古今集」や「伊勢物語」の歌を覚えるほどに熟読するよう指導している。

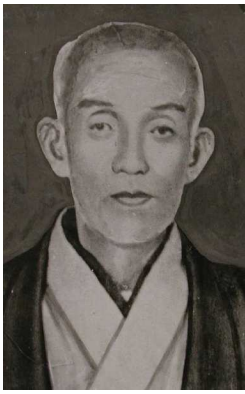
慈延書状の宛先は「保田三郎左衛門」で、これも6代九左衛門忠昌の41歳までの通称である。慈延(字は大愚)は信濃国善光寺出身の天台僧で、和歌を冷泉為村・為恭に学んだ。慈延が嘗む吐月庵の月次題(月例会歌の主題)に関する照会については承諾するが、これは三国屋(中島本町)・富士屋(白神一丁目)に尋ねてもわかるだろうと記している。彼ら広島の有為商人も慈延を師と仰ぎ、和歌社中を結成していたようである。

五 保田八十吉のひと業績

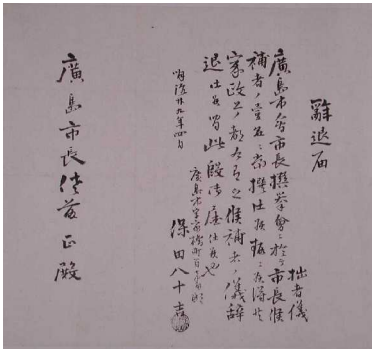
保田八十吉（一八四三～一九一九）は、保田家（縄屋）の分家、新宅の三代目にあたります。新宅では醤油・酒の醸造業を営み、八十吉の頃になると、その勢いは本家を凌ぎ、文久三年（一八六三）には稲荷町西組年寄に就任するとともに、先代以来の藩への献銀が認められ、四二人扶持と苗字・帯刀を許されました。

八十吉は実直な人柄と勤勉により信用を得ていきましたが、明治に入り、江戸時代の名だたる商家が次々に没落する中で、広島きつての実力者、資産家と謳われるようになり、明治十九年（一八八六）、四十四歳で請われて第百四十六国立銀行に就任し、同行が同三十年に普通銀行の広島銀行に転換した後も、亡くなるまでその地位にありました。

この間の八十吉の活躍は多方面にわたります。特に公共事業への貢献は多大で、宇品築港では県令千田貞暁を支援してこれを完成させました。明治十一年には黄綬褒章を受け、死去に際しては従六位に叙せられました。



保田八十吉
天保14年(1843)～
大正8年(1919)



広島県知事千田貞暁感謝状(右) 明治19年(1886)
広島市長候補辞退届(左) 明治29年(1896)

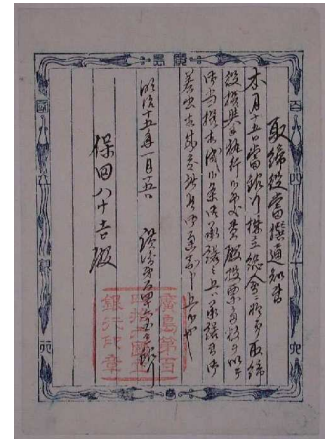
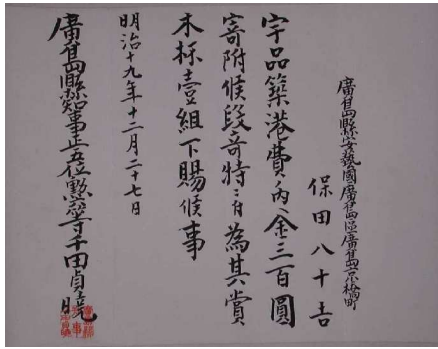
明治13年(1880)、広島県令に着任した千田貞暁は、広島県の産業・交通振興のため宇品港の築港事業に着手した。牡蛎・海苔漁民の反対や膨大な建設費に苦しみ、失敗を繰り返しながら明治17年から5年の歳月を費やし、この一大事業を完成させた。八十吉はその築港費募集の先頭に立ち、資金集めに奔走したほか、自らも金300円を寄附している。この金額は総工費30万円余の1000分の1、寄附総額の100分の1にもあたる。

その一方で、八十吉は政治の世界には無関心であった。明治29年、八十吉は広島市会の「市長選挙会」において候補者の一人に選ばれたが、「家政都合」を理由に広島市長宛にその辞退を申し出た。八十吉は政治に対しては終始消極的であった。この後任として広島市長になったのは伴資健である。

鶴羽根神社境内の保田八十吉顕彰碑

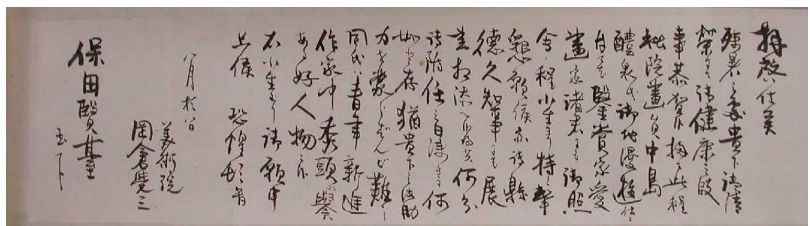
八十吉死去後、鶴羽根神社(現広島市東区二葉の里)にその顕彰碑(題額は旧藩主浅野長勲、撰文は帝室博物館総長・内大臣書記官長股野琢)が建立された。

なお、鶴羽根神社境内には八十吉の父、七兵衛于宣の顕彰碑もある。七兵衛は、天保4年(1833)に同社が焼失(当時は明星院鎮守椎木八幡宮)、饒津神社造営により社地が現在地に移転した際に、多大な私財を投げ打ってその復興に尽力した。



第百四拾六国立銀行取締役当選通知書 明治15年(1882)

第百四拾六国立銀行は大株主のあいだの紛争により、明治13年から14年にかけて信用を失墜し2度目の経営危機に陥った。県令千田貞暁はこれを捨て置けないと考え、保田八十吉を始めとする地元の有力商人に同行再建への協力を求めた。八十吉は県令の要請に応じて、まず同行の株を200株引き受け、翌明治15年に取締役に就任した。これはそのおりの当選通知書である。



岡倉覚三(天心)書翰 明治36年

岡倉天心(1862～1913)は明治時代の美術指導者・思想家であり、明治31年(1898)10月に日本美術院を創立して多くの画家を育てた。横山大観・菱田春草・下村観山ら高名な画家もその門下である。天心は保田八十吉に対して、日本美術院の青年新進画家でも秀逸との誉れ高い中島禮泉が広島に行くので、広島の絵画愛好家や、着任したばかりの徳久恒範広島県知事へ紹介してほしい、八十吉の助力がぜひとも必要だと依頼している。

展示史料一覧

1 広島城下京橋町と保田家

保田家系図 弘化3年(1846)ごろ
縄屋九左衛門福抱履歴差上書下書 文政7年(1824)
京橋町軒別絵図 安永2年(1773)
稻荷町西組家数手扣 宝暦12年(1762)

2 保田家の家業と経営

保田家の証文入
町内諸入用月行司手形にて銀借し帳 元禄8年(1695)
保田家の文政3年勘定書 文政4年(1821)
台屋町貸家請状 明和7年(1770)
永代売切船株証文 天明5年(1785)
練薬の取次売払契約証 寛政6年(1794)
酒造場所株諸道具共預け手形一札 慶応2年(1866)
広島城下町焼物の端緒となった森元忠八郎書状
文政3年(1820)
焼物仕入銀の借用証文 文政5年(1822)
甲斐様200石米切手(2通) 宝暦3年(1753)
高橋繁亮町借押米証文 文政10年(1827)
沢井富次郎町借押米証文 文久元年(1861)
町奉行所支配銀の請取証文 明和2年(1765)
加計村年貢上納につき借用証文 天保15年(1844)
永代上げ銀100貫目請書 享和2年(1802)
三原米札・広島銀札など
新町組床髪結組合鑑札 安政7年(1860)

3 保田家と城下商家の「家法」

質貸し取引に関する家法
保田家家法集
奉公人内則
竹屋村茂八奉公人請状 寛政3年(1791)
みとろ村ひち乳母奉公証文 寛政5年(1793)
竈・台所に関する家法 享和年間(1801~1804)
他家用捨火災之節心得
家風に背き候につき身持ち改めの一札
文化14年(1817) ほか

4 保田家と城下町の文化

癖物語
俳諧追悼之連歌 寛政11年(1799)
垂雲軒八十賀筵全集 寛政5年(1793)
保田兵蔵宛澄月書状 広島県立大学所蔵
保田三郎左衛門宛慈延書状
栄花物語
伊勢物語拾穂抄
為家集 ほか
保田家の道中日記 ほか
時雨の山めぐり記

5 保田八十吉の人と業績

縄屋七兵衛褒状 嘉永4年(1851)
第四百四拾六国立銀行取締役当選通知書(複製)
明治15年(1882)
広島県知事千田貞暁感謝状 明治19年(1886)
広島市長候補辞退届 明治29年(1896)
広島県知事江木千之感謝状 明治33年(1900)
保田八十吉宛岡倉覚三(天心)書翰 明治36年(1903)
二橋保田翁古稀賀帖 大正元年(1912) ほか

パネル

広島城下絵図〔京橋町の部分〕(広島市所蔵)
京橋から京橋町を望む
明治10年代の保田家店舗(『広島諸商仕入買物案内記』)
保田家書籍の慳貪
保田八十吉肖像(『広島銀行百年史』)
保田八十吉顕彰碑(鶴羽根神社境内)

参考文献

『広島県史』
『新修広島市史』
『広島銀行創業百年史』
西本寮子「広島城下・保田家蔵書についての覚書」
(『近世芸南地域の歴史と文化』)

期間中展示史料の入れ替え等を行うことがあります。

平成17年度収蔵文書展

京橋町・保田家文書展 ~ 広島城下商家の活動と文化 ~

発行 平成18年(2006)3月13日
編集・発行 広島県立文書館(担当 西村 晃)
〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47
TEL(082)245-8444 FAX(082)245-4541
E-mail: monjokan@pref.hiroshima.jp
pdf版製作 広島県立文書館(担当 長沢 洋)